

証券コード 1401
2022年8月12日

株 主 各 位

山口県宇部市西岐波1173番地162
株式会社エムビーエス
代表取締役社長 山 本 貴 士

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されている状況を踏まえまして、株主様の健康に配慮し、感染拡大防止のために出席を控えていただき、書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2022年8月29日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年8月30日（火曜日）午前10時
2. 場 所 山口県宇部市相生町8番1号
ANAクラウンプラザホテル宇部 2階 「弥生の間」
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項 第25期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ◎ 当日は、会場受付にて検温・手指のアルコール消毒を実施させていただきたく、予めお知らせする
とともにご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。
- ◎ 発熱・咳等の症状が見受けられる株主様については入場をお断りする場合がありますので、ご了承
ください。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお
願い申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用をお願い申し
上げます。
- ◎ 株主総会に出席する取締役及び運営スタッフはマスクを着用して対応させていただきます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告並びに計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェ
ブサイト (<https://www.homemakeup.co.jp/category/ir/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

第25期 (2021年6月1日から2022年5月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大が続く中、各種政策やワクチン接種などにより、経済活動の持ち直しに向けた期待感が高まりつつありましたが、新たな変異株による感染再拡大による景気回復の遅れやウクライナ情勢の緊迫化や急激な円安の進行、原材料・エネルギー価格の高騰などにより、依然として厳しい状況が続き先行き不透明な状況となっております。

当社におきましては、新型コロナウイルス感染症への対応として、社員及び取引先をはじめとするあらゆるステークホルダーの安全と健康を守り、安定的に事業運営を行っていくための対策を講じることが最重要課題の一つと捉えております。

当社が属する建設業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の抑制から、工事の一時中止や工事の延期、受注の遅れ等が見受けられましたが、公共投資並びに民間投資は底堅く推移いたしました。しかしながら、施工を行う技術者不足が解消されていないことに加え、資材価格や労務費といった建設コストの高騰が工事収益を圧迫する等、引き続き厳しい状況が続いております。また、長時間労働、働き方改革及び生産性向上への取り組みは業界全体での課題となっております。さらに、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないうえ、公共投資並びに民間投資の動向、景気悪化による工事の中断等予断を許さない状況が続くものと予想されます。

このような状況の中、当社は、感染予防に組織的に取り組みつつ、既存店におけるパートナー（工務店等）との関係強化に取り組み、受注拡大を図って参りました。また、原価低減と経費削減及び施工管理と品質・技術の向上に努めるとともに、人材採用及び育成にも積極的に取り組み、業容拡大や収益力の向上等も図って参りました。

これらにより、当事業年度における売上高は、パートナーとの関係強化継続における受注拡大を図り、新型コロナウイルス感染症の影響により工事の一時中止や工事の延期等の影響を受けたものの、一部大型改修工事が順調に進捗したこと

から4,030,131千円（前年同期比17.2%増）となりました。営業利益は、売上高増加に伴う売上総利益の増加により、440,385千円（同81.1%増）となりました。経常利益は、外国社債に関する有価証券利息15,217千円、不動産賃貸収入15,147千円、助成金収入13,333千円、減価償却費3,264千円、不動産賃貸費用2,593千円の計上等により475,515千円（同67.1%増）となりました。当期純利益は、固定資産売却益4,554千円、法人税等157,813千円の計上等により、325,964千円（同13.5%増）となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

(ホームメイキャップ事業)

ホームメイキャップ事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により工事の一時中止や工事の延期等の影響を受けたものの、一部大型改修工事が順調に進捗したことから、売上高は3,698,394千円（前年同期比18.6%増）、セグメント利益は597,404千円（同42.6%増）となりました。

(建築工事業)

建築工事業におきましては、新築工事・改修工事等が増加したため、売上高は328,742千円（前年同期比19.1%増）、セグメント利益は48,580千円（同44.3%増）となりました。

(その他)

不動産売買取引を行う不動産事業とFC加盟店に対するコーティング材等の販売に関する事業等で構成されるその他の事業におきましては、材料販売等の減少により、売上高は2,994千円（前年同期比93.2%減）、セグメント利益は1,390千円（同83.6%減）となりました。

(セグメント別売上高)

部 門	売 上 高 (千円)	構成比 (%)
ホームメイキャップ事業	3,698,394	91.7
建 築 工 事 業	328,742	8.2
そ の 他	2,994	0.1
合 計	4,030,131	100.0

(2) 対処すべき課題

① 販売チャネルの構築

当社は継続的な事業の拡大を図っておりますが、計画した収益を確保するために、さらなる強固な営業基盤を構築することが必要不可欠であると認識しております。

この課題に対処する施策としては、顧客を保有する既存パートナーとの関係強化による販売チャネルの確保・活用、新規パートナーの開拓に取り組むとともに、公共団体との関係強化や提案強化を図ります。また、全国への広域展開のため、支店出店計画も緻密な市場調査・戦略立案を行って参ります。

② 人材育成の促進

広域的な営業展開を図るためには、各拠点で責任を持って管理・提案営業が行える将来の幹部社員・中堅社員候補の優秀な人材を計画的に採用・育成することが重要な課題と考えております。

この課題に対処する施策としては、会社説明会・求人広告や学校廻り等により採用を強化するとともに、継続的なOJTによる対応力の向上に日々取り組んでおり、また、幹部社員・中堅社員への研修も行って参ります。

③ 経営管理機能の強化

経営の効率化、緻密化を図るためには、全社的な内部統制システムの整備・運用のさらなる向上、コーポレート・ガバナンス機能のさらなる強化への積極的な取り組みが不可欠と考えております。

この課題に対処する施策としては、日々の業務フローの精査に加え、内部監査の人員・内容の充実等に取り組むことで内部統制機能の向上を図ります。さらにコーポレート・ガバナンス機能の強化として、意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び監査等委員並びに会計監査人との連携を強化し、加えて従業員に対しても、継続的な啓蒙、教育活動を行っております。

④ コンプライアンスに関する取り組み

企業の社会的責任を果たすべく、リスク管理やコンプライアンスを徹底し、市場の変化と顧客のニーズに対応した積極的な営業展開や原価低減を図り、また施工管理と品質・技術の向上に努めるとともに、内部統制の行き届いた管理体制を構築し、顧客に満足いただける施工を行って参ります。

株主の皆様におかれましても、今後ともご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 2019年 5 月期	第 23 期 2020年 5 月期	第 24 期 2021年 5 月期	第 25 期 (当事業年度) 2022年 5 月期
売 上 高 (千円)	3,340,619	3,345,618	3,439,594	4,030,131
経 常 利 益 (千円)	381,470	340,957	284,511	475,515
当 期 純 利 益 (千円)	301,568	227,411	287,098	325,964
1 株当たり当期純利益	41円44銭	31円13銭	37円13銭	42円39銭
総 資 産 (千円)	3,002,587	3,320,764	3,740,227	3,841,348
純 資 産 (千円)	2,097,481	2,382,101	2,737,582	2,983,131

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は65,500千円であり、その主なものは店舗設備及びソフトウェア等の購入であります。

(6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(7) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(9) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な事業内容 (2022年5月31日現在)

当社は、独自のホームメイキャップ工法による内外装のリフォームを行うホームメイキャップ事業、新築及び改修工事を行う建築工事業、その他を営んでおります。

(11) 主要な事業所 (2022年5月31日現在)

本 社 山口県宇部市

支 店 福岡 (福岡県福岡市)、東京 (東京都台東区)、
大阪 (大阪府茨木市)、広島 (広島県広島市)、
横浜 (神奈川県横浜市)、千葉 (千葉県船橋市)、
周南 (山口県周南市)、西東京 (東京都町田市)、
下関 (山口県下関市)、福山 (広島県福山市)、
埼玉 (埼玉県さいたま市)、久留米 (福岡県久留米市)、
名古屋 (愛知県名古屋市)、岡山 (岡山県岡山市)、
浜松 (静岡県浜松市)、神戸 (兵庫県神戸市)、
熊本 (熊本県熊本市)、仙台 (宮城県仙台市)、
松山 (愛媛県松山市)、北九州 (福岡県北九州市)、
宇都宮 (栃木県宇都宮市)

研 究 所 山口県宇部市

(12) 従業員の状況 (2022年5月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
104名	3名 (減)	32歳3ヶ月	6年7ヶ月

(注) 従業員数は就業人員であり、使用人兼務役員及び臨時雇用者(パートタイマー)は含んでおりません。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(14) 主要な借入先 (2022年5月31日現在)

金融機関からの借入金はありません。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 24,780,000株
- ② 発行済株式の総数 7,732,000株（うち自己株式100,000株）
- ③ 株主数 2,677名
- ④ 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 本 貴 士	2,091,700 株	27.40 %
極東ホールディングス株式会社	995,000	13.03
鳴 本 聡 一 郎	360,000	4.71
エムビーエス従業員持株会	251,900	3.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	141,400	1.85
松 岡 弘 晃	137,700	1.80
山 本 朋 子	130,000	1.70
井 野 口 房 雄	129,900	1.70
原 真 也	120,000	1.57
田 中 栄	98,800	1.29

- (注) 1. 当社は、自己株式を100,000株所有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
山本 貴士	代表取締役社長	
松岡 弘晃	取締役ホームメイキャップ事業本部長	
高木 弘敬	取締役ホームメイキャップ事業本部長	
栗山 征樹	取締役経営企画室長兼管理部長	
影山 祥玄	取締役（常勤監査等委員）	
伊藤 尚毅	取締役（監査等委員）	株式会社ムーンスター 社外取締役 株式会社スプラウトインベストメント 代表取締役 株式会社アミノ 社外取締役 株式会社鮎勘フーズ 社外取締役 株式会社トランスメディアGP 社外取締役
前田 隆	取締役（監査等委員）	株式会社トライアンド 代表取締役 株式会社ボディコープ 社外取締役 株式会社フロンティア 社外取締役 株式会社アクアネット広島 社外取締役 株式会社LibWork 社外取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）伊藤尚毅氏及び前田隆氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）伊藤尚毅氏、前田隆氏は、企業経営等の豊富な経験及び見識があり、経営全般に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連帯を可能にするため、影山祥玄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役（監査等委員）伊藤尚毅氏は、株式会社東京証券取引所及び証券会社制法人福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の決定方針を取締役会で決定しており、取締役の報酬等の額及びその算定方法の決定に関しては、役員の役割及び職責等に相応しい水準とすることを基本方針としております。代表取締役社長が原案について決定方針との整合を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものと判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）並びに監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年8月30日開催の第19期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は年額100百万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち監査等委員である取締役は3名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

報酬等の額については、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、取締役会にて担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案し協議した後、最終的に代表取締役社長山本貴士が決定しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

④ 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	36,008 (一)	36,008 (一)	— (一)	— (一)	4 (一)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	7,410 (120)	7,410 (120)	— (一)	— (一)	2 (1)

(注) 当事業年度末現在の取締役(監査等委員を除く)は4名、取締役(監査等委員)は3名(うち社外取締役は2名)であります。上記の支給人員が相違しておりますのは、無報酬の取締役(監査等委員)1名(うち社外取締役1名)が存在しているためであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員等の兼職の状況及び当該兼職先と当社の関係

- ・社外取締役（監査等委員）伊藤尚毅氏は、株式会社スプラウトインベストメントの代表取締役、株式会社ムーンスター、株式会社アミノ、株式会社鮎勘フーズ、株式会社トランスメディアGP 4社の社外取締役を兼職しておりますが、兼職先と当社との間には特別な関係はございません。
- ・社外取締役（監査等委員）前田隆氏は、株式会社トライアンドの代表取締役、株式会社ボディコープ、株式会社フロンティア、株式会社アクアネット広島、株式会社LibWork 4社の社外取締役を兼職しておりますが、兼職先と当社との間には特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動の状況

社外取締役（監査等委員）伊藤尚毅氏は、当事業年度に開催した取締役会20回、監査等委員会14回全て出席し、会社経営者の観点から審議に必要な発言を適宜行っております。

社外取締役（監査等委員）前田隆氏は、当事業年度に開催した取締役会20回、監査等委員会14回全てに出席し、会社経営者の観点から審議に必要な発言を適宜行っております。

（注）書面決議は含めておりません。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

会社役員の実験に基づき、当社経営に対して独立的な立場から有益な提言・助言をいただくことを期待しております。取締役会において当該視点から審議に加わり、意思決定の適正性を確保するために必要な発言を行っていただきました。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、責任限定契約を締結しておりません。

4. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1) 被保険者の範囲

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役(監査等委員を含む)及び会計監査人であります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当該保険契約は株主代表訴訟又は第三者訴訟等により、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟責任等を、填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が違法であることを認識しながら行った行為等に起因する損害については、補填されないこととしております。なお、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 18,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明記しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、監査報酬の見積もり等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人三優監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法が定める「業務の適正を確保するために必要な体制」について、次のとおり整備・運用しております。

なお、内部統制システムの運用状況については、基本方針に基づき、内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況並びに必要なに応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役に報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また、内部統制システムの目的である「業務の有効性・効率性」「資産の保全」「財務報告の信頼性」「法令等の遵守」を確保する観点から確認の手続きを行い、「内部統制システムの整備・運用状況」の評価を実施しております。

また、内部監査におきましては内部監査基本計画に基づき、当社の内部監査を実施しております。コンプライアンスについては、社内研修を実施し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制強化を経営上の重要課題と位置づけ、取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底しております。代表取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し全社的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握に努めております。また、監査等委員である取締役及び内部監査担当者は、各部門の業務遂行コンプライアンスの状況等について監査を実施するほか、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用しております。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しております。取締役は、それらの情報を閲覧できるものとしております。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制の整備、問題点の把握に努めております。また、リスク管理を統括する部門を管理部とし、リスク管理に係る規程に基づき、各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門にて個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施などを行うものとしております。

組織横断的リスクの状況の監視並びに全社対応は内部監査担当者が行うものとしております。内部監査担当者は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、リスクの顕在化が認められた場合は、リスク・コンプライアンス規程のリスク有事の体制に基づき、迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整えております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図っております。
- ① 社内規程による職務権限・意思決定ルールの方針により職務の執行の効率化を図っております。
 - ② 取締役会による中期経営計画の方針、中期経営計画及び毎年策定される年度計画に基づき各部門が実施すべき具体的な年度目標と予算の設定及びそれに基づく月次、四半期業績管理の実施をしております。
- (5) 監査等委員会及び監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会及び監査等委員である取締役は、職務を補助する使用人として、内部監査担当者に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとします。
- (6) 監査等委員会及び監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会及び監査等委員である取締役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助する使用人の任命・異動、人事考課については、監査等委員会の意見を聴取し尊重するものとします。また、監査等委員会及び監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び内部監査担当者等の指揮命令を受けないものとします。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会及び監査等委員である取締役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、全社的に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他各監査等委員である取締役がその職

務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項については、速やかに報告、情報提供を行うものとします。

監査等委員会に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止します。

- (8) その他監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役3名のうち2名は社外取締役で構成し、客観性及び透明性を確保します。

監査等委員である取締役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を直接確認するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができます。また、定期的に取締役と会合を行い、当社が対処すべき課題や当社を取り巻くリスク等について意見交換を行っております。

監査等委員である取締役がその職務の遂行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員である取締役の職務の遂行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理を行うものとします。

- (9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当社はコンプライアンスの遵守を経営の基本方針として位置づけており、反社会的勢力に対して毅然たる態度で臨み一切関係を持たないことが社会的責任を果たしていくうえで重要であります。
- ② 社内体制については、管理部を中心とし、また、顧問弁護士や外部機関と連携をして、反社会的勢力に対して有効かつ迅速な対応を図ります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,589,350	流動負債	854,978
現金及び預金	1,483,812	支払手形	298,097
電子記録債権	31,373	工事未払金	245,266
受取手形、完成工事未収入金及び契約資産	774,592	買掛金	43,840
売掛金	20,003	リース債権	4,371
未成工事支出金	119,949	未払金	75,181
仕掛販売用不動産	111,189	未払費用	15,659
原材料及び貯蔵品	18,225	未払法人税等	84,129
前払渡	10,000	未払消費税等	2,781
前払の費用	5,821	未成工事受入金	16,094
貸倒引当金	△10,335	預り金	3,267
固定資産	1,251,997	前受収益	4,019
有形固定資産	166,655	完成工事補償引当金	43,453
建物	74,983	その他の	18,816
構築物	635	固定負債	3,238
機械及び装置	1,496	資産除去債務	1,948
車両運搬具	24,913	その他の	1,290
工具、器具及び備品	11,235	負債合計	858,216
土地	44,890	純資産の部	
リース資産	4,500	株主資本	2,957,556
建設仮勘定	4,000	資本金	391,329
無形固定資産	30,772	資本剰余金	400,096
ソフトウェア	30,705	資本準備金	371,959
電話加入権	66	その他資本剰余金	28,136
投資その他の資産	1,054,569	利益剰余金	2,217,983
投資有価証券	304,070	その他利益剰余金	2,217,983
投資不動産	448,948	固定資産圧縮積立金	16,685
出資金	140	繰越利益剰余金	2,201,297
破産更生債権等	18,920	自己株式	△51,853
長期前払費用	19,137	評価・換算差額等	25,575
保険積立金	250,033	その他有価証券評価差額金	25,575
長期貸付金	2,298	純資産合計	2,983,131
繰延税金資産	19,526	負債・純資産合計	3,841,348
貸倒引当金	△20,324		
資産合計	3,841,348		

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損益計算書

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,030,131
売上原価		2,831,669
売上総利益		1,198,461
販売費及び一般管理費		758,075
営業利益		440,385
営業外収益		
受取利息	25	
有価証券利息	15,217	
受取助成金等	13,333	
不動産賃貸収入	15,147	
その他	3,834	47,556
営業外費用		
支払利息	97	
減価償却費	3,264	
貸倒引当金繰入額	1,688	
不動産賃貸費用	2,593	
飲食事業費用	2,922	
その他	1,860	12,426
経常利益		475,515
特別利益		
固定資産売却益	4,554	4,554
特別損失		
減損損失	484	
固定資産除却損	0	484
税引前当期純利益		479,585
法人税、住民税及び事業税	157,813	
法人税等調整額	△4,191	153,621
当期純利益		325,964

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	391,329	371,959	28,136	400,096	15,072	1,900,142	1,915,215	—
当期変動額								
剰余金の配当						△23,196	△23,196	
当期純利益						325,964	325,964	
固定資産圧縮積立金の積立					8,021	△8,021	—	
固定資産圧縮積立金の取崩					△6,408	6,408	—	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								△51,853
当期変動額合計	—	—	—	—	1,612	301,155	302,768	△51,853
当期末残高	391,329	371,959	28,136	400,096	16,685	2,201,297	2,217,983	△51,853

	株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
		その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,706,641	30,941	30,941	2,737,582
当期変動額				
剰余金の配当	△23,196			△23,196
当期純利益	325,964			325,964
固定資産圧縮積立金の積立	—			—
固定資産圧縮積立金の取崩	—			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△51,853	△5,365	△5,365	△57,219
当期変動額合計	250,914	△5,365	△5,365	245,548
当期末残高	2,957,556	25,575	25,575	2,983,131

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

評価基準は原価法(収益の低下による簿価切下げの方法)

原材料

移動平均法による原価法

未成工事支出金

個別法による原価法

仕掛販売用不動産

個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建 物 11～35年

構 築 物 10～20年

機 械 及 び 装 置 6～8年

車 両 運 搬 具 4～6年

工具、器具及び備品 2～20年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間均等償却する方法によっております。

(2) ソフトウェア(リース資産を除く)

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 投資不動産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建	物	13～36年	
構	築	物	10年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金

建設工事の補償工事費に充当するため、過年度の実績を基準として計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

工事売上高及び完成工事原価の計上基準

① 工事契約に係る収益

当社は、ホームメイキャップ事業及び建築工事業において建設工事全般について、工事請負契約等を締結の上、施工を行っております。

当該契約については、工事進捗度に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、期末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準を適用しております。また、工期がごく短い工事については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 材料販売等に係る収益

当社は、塗料等の材料を販売しております。材料の国内の販売において、出荷時から当該材料の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度に費用処理しております。

追加情報

新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明な状況が継続すると見込まれるものの、当事業年度における工事の状況から判断し、当社の状況に重要な影響はないとの仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約に係る収益認識に関して、従来は工事の進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準を適用しております。工期がごく短い工事については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、材料販売に係る収益認識に関しても、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、材料の国内の販売において、出荷時から当該材料の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は21,491千円増加し、売上原価は10,098千円減少しており、営業

利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は31,589千円であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」、「完成工事未収入金」は、当事業年度より「受取手形、完成工事未収入金及び契約資産」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

収益認識基準に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	ホームメイキャップ 事業	建築工事業	計		
ホームメイキャップ 工事	3,326,116	—	3,326,116	—	3,326,116
足場工事	70,697	—	70,697	—	70,697
建築工事	—	328,742	328,742	—	328,742
材料販売	301,579	—	301,579	1,894	303,473
その他	—	—	—	1,100	1,100
顧客との契約から生 じる収益	3,698,394	328,742	4,027,136	2,994	4,030,131
外部顧客への売上 高	3,698,394	328,742	4,027,136	2,994	4,030,131

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、F C加盟店に対するコーティング材等の販売に関する事業等を含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は次のとおりであります。

なお、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、貸借対照表のうち「電子記録債権」、「受取手形、完成工事未収入金及び契約資産」、「売掛金」に含まれております。また、契約負債は、貸借対照表のうち「未成工事受入金」であります。

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	844,802	666,501
契約資産	142,888	159,467
契約負債	14,604	16,094

契約資産は、工事の進捗に応じて認識する収益の対価に対する権利のうち、未請求のものであり、対価に対する権利が請求可能となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。当該工事に関する対価は、工事契約の支払条項に従い請求・受領しております。

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益を認識するにつれて取り崩しております。

当事業年度期首における契約負債残高は、概ね当事業年度の収益として認識しており、翌事業年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社において、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 工事契約に係る収益

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高	21,491千円
-----	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、完成工事高について、主として予想される工事原価の合計を基礎として当期末までに発生した工事原価に応じた進捗度に、予想される工事収益総額を乗じて算定しております。詳細は、重要な会計方針「4. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

当該見積りは、今後の進捗に伴い、施工中の仕様変更や施工範囲の変更等に伴う設計変更・追加契約の締結、資材・外注費等に係る市況の変動及び条件変更に伴う外注費の変動等によって影響を受ける可能性があり、翌期の計算書類において、完成工事、完成工事原価の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	90,644千円
無形固定資産の減価償却累計額	36,900千円
投資不動産の減価償却累計額	40,509千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式数				
普通株式	7,732,000	—	—	7,732,000
合計	7,732,000	—	—	7,732,000

2. 自己株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	—	100,000	—	100,000
合計	—	100,000	—	100,000

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年8月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	23,196	3.00	2021年 5月31日	2021年 8月30日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年8月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	38,160	5.00	2022年 5月31日	2022年 8月31日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	9,351千円
未払事業税	4,818千円
完成工事補償引当金	13,253千円
未成工事支出金	7,479千円
その他	3,745千円
繰延税金資産合計	38,648千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	11,223千円
その他	7,898千円
繰延税金負債合計	19,122千円
繰延税金資産（△負債）の純額	19,526千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

社用車（車両運搬具）及び事務用機器（工具、器具及び備品）であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、一時的に生じる余資を安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である、現金及び預金、受取手形、完成工事未収入金及び契約資産、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である、支払手形、工事未払金及び買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

投資有価証券は、資金運用目的の債券及び取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。未回収の場合は、適切な保全措置をとることとしております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門の報告を受け管理部が月次に資金繰計画を作成すること等の方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合に合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年5月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	303,070	303,070	—

(注) 1. 現金及び預金、受取手形、完成工事未収入金及び契約資産、電子記録債権、支払手形、工事未払金、買掛金については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等は、(1) 投資有価証券に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	
非上場株式	1,000

(注) 3. 満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
投資有価証券				
その他有価証券	—	103,015	200,055	1,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合は、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品
(当事業年度)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
社債	—	303,070	—	303,070
合計	—	303,070	—	303,070

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定にかかるインプットの説明

投資有価証券

社債は公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

当社では、山口県において、賃貸用の土地、事務所及び住宅(土地を含む)を有しております。2022年5月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は9,289千円(賃貸収益は営業外収益、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額 (千円)			当事業年度末の時価 (千円)
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
449,289	3,033	452,322	424,001

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度増減額のうち、主な増加額は保有目的変更に伴う科目変更によるもの(5,201千円)、主な減少額は減価償却(2,168千円)等によるものであります。
3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産調査報告書に基づく金額によっております。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主が議 決権の過半数 を自己の計算 において所有 している会社	株式会社ダッシュ	山口県 宇部市	10,000	フィットネス クラブ事業	—	当社による 施工	当社による 施工	328,905	—	—
	株式会社ビー アンドクリエ イト	山口県 宇部市	100	有価証券の売 買、管理、保 有、運用等及 び不動産事業 等	—	仕掛販売用不 動産のデザイ ン等業務委託	仕掛販売用不 動産のデザイ ン等業務委託	19,200	仕掛販売用 不動産	4,800
						仕掛販売用不 動産のデザイ ン等業務委託	仕掛販売用不 動産のデザイ ン等業務委託 の精算	14,400	未収入金	14,400

(注) 1 株式会社ダッシュ及び株式会社ビーアンドクリエイトは当社代表取締役社長山本貴士が議決権100%を有する出資会社であります。

2 当社による施工については、市場価格を勘案して交渉の上決定しております。

3 仕掛販売用不動産のデザイン等業務委託については、株式会社ビーアンドクリエイト以外からも見積りを入手し、交渉の上決定しております。

4 仕掛販売用不動産のデザイン等業務委託の精算については、仕掛販売用不動産の開発計画変更に伴う業務委託終了によるものであり、業務委託契約期間を勘案して交渉の上決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 390円87銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 42円39銭 |

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

2022年7月15日開催の取締役会において、以下の通り、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式の取得に係る事項の決定について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上と経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を行うため。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得する株式の種類：当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数：100,000株（上限）
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.31%)
- (3) 株式の取得価額の総額：100,000,000円(上限)
- (4) 取得する期間：2022年7月19日から2023年5月20日まで
- (5) 取得方法：東京証券取引所における市場買付け

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年7月25日

株式会社エムビーエス
取締役会 御中

三優監査法人

福岡事務所

指 定 社 員 公認会計士 吉 川 秀 嗣
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 大 神 匡
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エムビーエスの2021年6月1日から2022年5月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- 一 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- 二 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月28日

株式会社エムビーエス 監査等委員会

監 査 等 委 員 影 山 祥 玄 ㊞
監 査 等 委 員 伊 藤 尚 毅 ㊞
監 査 等 委 員 前 田 隆 ㊞

(注) 監査等委員伊藤尚毅及び前田隆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけ、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を行うことを基本方針としております。

以上の方針に基づき、当期の業績や財務状況、今後の経営環境等を総合的に勘案し当事業年度末の期末配当は以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 5円 総額 38,160,000円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年8月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (2) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであり、変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 上記の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="106 294 544 350"><u>第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="154 357 544 609"><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="291 707 358 735">(新設)</p>	<p data-bbox="711 294 778 322">(削除)</p> <p data-bbox="565 707 834 735"><u>第15条(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="599 742 1008 833"><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u></p> <p data-bbox="565 840 1008 1029">② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(附則)</p> <p><u>1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずる。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はありませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職状況、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
1	やまもと たかし 山本 貴士 (1972年7月17日生)	1993年1月 足場業を個人創業（屋号 プロジェクトBIGI） 1997年6月 ㈱アクアビギ（現 ㈱エムビーエス）を設立 代表取締役社長 就任 2001年7月 ㈱エムビーエスに組織変更 代表取締役社長 就任（現任） 2007年7月 ㈱お成り道 社外取締役就任	2,091,700株
2	まつおか ひろあき 松岡 弘晃 (1974年5月8日生)	1995年8月 プロジェクトBIGIに参加 2001年7月 当社取締役 就任（現任） 2006年2月 当社東京支店長 就任 2009年12月 当社ホームメイキャップ事業本部 副本部長 就任 2011年11月 当社ホームメイキャップ事業本部 本部長 就任 2019年6月 当社ホームメイキャップ事業本部 本部長 就任（現任）	137,700株
3	たかぎ ひろたか 高木 弘敬 (1975年1月5日生)	2002年2月 当社入社 2004年7月 当社営業部長 就任 2008年8月 当社取締役 就任（現任） 2009年12月 当社ホームメイキャップ事業本部 副本部長 就任 2011年11月 当社本店長 就任 2016年6月 当社ホームメイキャップ事業本部 本部長 就任 2019年6月 当社ホームメイキャップ事業本部 本部長 就任 2022年6月 当社ホームメイキャップ事業本部 スケルトン担当 就任（現任）	77,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職状況、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
4	<small>くりやま まさき</small> 栗山 征樹 (1962年12月7日生)	1985年4月 ㈱芙蓉総合リース 入社 1989年1月 同社 退社 1990年12月 ㈱ナイルス(現：㈱ヴァレオジャパン) 入社 1997年3月 同社 退社 1997年4月 ㈱ベル洋装店 取締役就任 2002年1月 同社 代表取締役就任 2004年9月 ㈱ベルックスコーポレーション 代表取締役就任 2007年7月 当社 入社 2009年2月 当社管理部長 就任 2011年8月 当社取締役 就任(現任) 2016年6月 当社経営企画室長 就任(現任) 2018年8月 当社管理部管掌 就任 2019年6月 当社管理部長 就任(現任)	34,700株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
 当社は取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害や被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害等を填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職状況、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
1	かげやま よしはる 影山 祥玄 (1980年9月3日生)	2003年4月 当社 入社 2004年8月 当社 退社 2004年9月 平和産業㈱ 入社 2007年12月 同社 退社 2007年12月 当社 入社 2014年4月 当社周南支店長 就任 2019年8月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任)	16,400株
2	いとう なおき 伊藤 尚毅 (1972年7月19日生)	2001年8月 当社社外取締役 就任 2003年6月 ㈱シーエーエー社外取締役 就任 2003年12月 中日本自動車総合卸センター㈱ (現：㈱シーエーエー)社外取締役 就任 2004年2月 アートウェットハウス㈱社外取締 役 就任 2004年11月 ㈱シーエーエー取締役事業開発本 部長 就任 2007年1月 アント・キャピタル・パートナー ズ㈱ 入社 (現任) 2007年1月 ㈱ジャパン・リリーフ代表取締役 社長 就任 2009年3月 ㈱アクティヴィジョン社外取締役 就任 2011年3月 menue㈱(現：㈱ビーグリー)社外取 締役 就任 2013年11月 ㈱ムーンスター社外取締役 就任 (現任) 2016年8月 当社社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2018年1月 ㈱スプラウトインベストメント 代表取締役就任(現任) 2019年8月 ㈱アミノ 社外取締役就任(現任) 2019年8月 ㈱脂勘フーズ 社外取締役就任(現任) 2021年11月 ㈱トランスメディアGP 社外取締役就任(現任)	45,000株

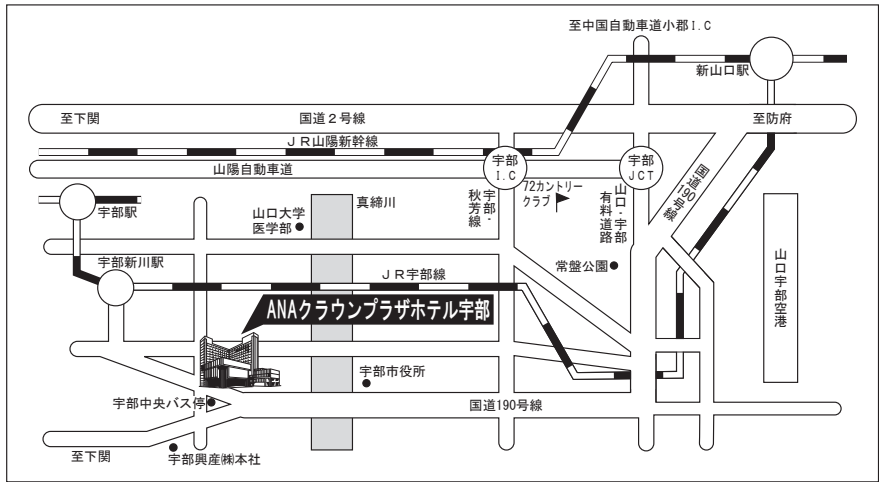
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職状況、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">まえだ たかし 前田 隆 (1972年5月19日生)</p>	<p>1996年7月 伊藤博税理士事務所（現：伊藤隆啓税理士事務所）入社 2000年4月 ㈱ディー・ブレイン九州入社 2001年6月 同社取締役コンサルティング部長就任 2009年7月 同社代表取締役 就任 2009年10月 ㈱ボルコロッソ 社外監査役 就任 2012年8月 当社社外監査役 就任 2014年8月 ㈱ボディオープ（旧：LLEN㈱）社外取締役 就任（現任） 2014年9月 ㈱トライアンド設立 代表取締役 就任（現任） 2015年5月 五洋食品産業㈱ 社外取締役 就任 2016年2月 ㈱フロンティア 社外取締役 就任（現任） 2016年6月 ㈱アクアネット広島 社外取締役 就任（現任） 2016年8月 当社社外取締役（監査等委員） 就任（現任） 2017年9月 ㈱LibWork 社外取締役 就任（現任）</p>	2,000株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊藤尚毅氏、前田隆氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は伊藤尚毅氏を、株式会社東京証券取引所及び証券会社法人福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
(1) 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割について
伊藤尚毅氏につきましては、他社において要職を歴任されており、その豊富な見識と経験を当社の経営全般の監視に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
前田隆氏は、他社において要職を歴任されており、その豊富な見識と経験等を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
(2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
伊藤尚毅氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって社外取締役として21年、監査等委員である社外取締役として6年となります。
前田隆氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって監査等委員である社外取締役として6年となります。また、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
5. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
当社は取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害や被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害等を填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場 山口県宇部市相生町8番1号
ANAクラウンプラザホテル宇部 2階「弥生の間」
電話：0836-32-1112



交通のご案内

- 東京から 全日空で(山口宇部空港)ー1時間30分
山口宇部空港より車で10分
- 大阪から 新幹線で(新山口駅)ー2時間40分
- 博多から 新幹線で(新山口駅)ー1時間
JR新山口駅より車で30分または、特急バスで40分、
宇部中央バス停下車、徒歩1分
- JR宇部新川駅より徒歩5分
- 山陽自動車道 宇部下関線 宇部1.Cより10分